

第3期秋田県新エネルギー産業戦略策定業務委託
企画提案競技評価票

資料3-2

評価項目・評価の視点・配点	評価点	配点	得点
評価の視点			
1 事業の理解【配点5点】			
本業務の趣旨及び目的を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。	5・4・3・2・1	5	
2 業務の実手法【配点55点】			
情勢変化等の把握方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
現戦略の進捗状況の取りまとめ方法が仕様を満たしているか。	5・4・3・2・1	5	
再生可能エネルギーの導入拡大等に関する調査方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
再生可能エネルギー関連産業の立地等に関する調査方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
再生可能エネルギーの活用に関する調査方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
カーボンニュートラルの施策に関する調査方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
洋上風力発電人材育成推進計画の見直し方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
取組方針及びアクションプランの策定の提案内容が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
経済効果等の分析の提案内容が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
戦略改訂の取りまとめ方法が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
戦略改訂の目標達成状況の把握手法の提案内容が仕様を満たしている、かつ成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。	5・4・3・2・1	5	
3 スケジュール・工程管理、実施計画【配点10点】			
妥当な実施計画(スケジュール)になっているか。	5・4・3・2・1	5	
スケジュールが適切に実行できる、根拠・工夫・経験等が示されているか。	5・4・3・2・1	5	
4 実施体制・実施能力・事業実績【配点10点】			
業務の実施体制及び役割が明確にされ、業務に関する専門的な知見・経験を有する者が配置されるなど、業務を適切に遂行できる能力があるか。	5・4・3・2・1	5	
過去に同種・類似業務の受託実績があるか。	5・4・3・2・1	5	

第3期秋田県新エネルギー産業戦略策定業務委託
企画提案競技評価票

資料3-2

5 経費の妥当性【配点5点】						
業務の適切な実施に必要な経費が見積もられており、その積算根拠は妥当なものか。		5・4・3・2・1	5			
6 その他【配点5点】						
仕様書の要求水準を超える、特に評価すべき効果的な提案等があるか。		5・4・3・2・1	5			
評価項目・評価の視点・配点		評価点	配点	得点		
評価の視点						
7 「賃金水準の向上」の取組に関する加点【配点5点】						
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5			
	2.00%以上	4				
	3.00%以上	5				
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5				
8 「女性の活躍推進」の取組に関する加点【配点5点】						
一般事業主行動 計画の策定・届出	従業員100人 以下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5	5	
		次世代法 ※2	0.25			
えるぼしチャレンジ企業認定 ※3			1	最大 3		
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5			
		プラチナえるぼし	2			
	次世代法 ※2	くるみん	1.5			
		プラチナくるみん	2			
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5				
秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1		
	女性の活躍推進企業表彰					
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
/100点						

※1 事業者が選定した方法により、①所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書計表」、②税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式。参考様式あり)」のいずれかにより比較する。

※2 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

※3 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。